

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等 使用実態調査報告について（補足調査）

I. 趣 旨

「労働安全衛生法施行令」及び「石綿障害予防規則」の一部改正（平成18年9月1日施行）により、規制の対象となる石綿の範囲が拡大されたことを受けて、「含有する石綿の重量が0.1%を超えかつ1%以下のもの」を対象とした補足調査を実施。

II. 報告の結果

○ 調査回答施設数の状況

① 吹付けアスベスト等の場所を有する施設	462施設（100.00%）
② ①のうち、措置済み状態にある場所を有する施設	200施設（43.29%）
③ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのない場所を有する施設	243施設（52.60%）
④ ①のうち、石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのある場所を有する施設	38施設（8.23%）

⑤ ④のうち、利用者が日常利用する場所を有する施設	15施設（3.25%）
┌ うち 措置予定	8施設
└ 未 定	7施設
⑥ ④のうち、⑤以外のその他の場所を有する施設	29施設（6.28%）
┌ うち 措置予定	11施設
└ 未 定	18施設

社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査報告(補足調査)

施設区分	全施設数	調査対象施設数	吹付けアスベスト(石綿)等がある場所を有する施設数 ①	左記①のうち、措置済状態にある場所を有する施設数 ②	左記①のうち、措置済状態ではないもの	
					損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する施設数③	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する施設数④
老健局	66,409	29,618 <100.0%>	120 (100.00%) <0.41%>	48 (40.00%) <0.16%>	67 (55.83%) <0.23%>	10 (8.33%) <0.03%>
うち 特別養護老人ホーム	5,556	3,528 <100.0%>	29 (100.00%) <0.82%>	14 (48.28%) <0.40%>	13 (44.83%) <0.37%>	2 (6.90%) <0.06%>
雇用均等・児童家庭局	56,255	41,974 <100.0%>	232 (100.00%) <0.55%>	103 (44.40%) <0.25%>	122 (52.59%) <0.29%>	15 (6.47%) <0.04%>
うち 保育所	22,789	19,279 <100.0%>	169 (100.00%) <0.88%>	71 (42.01%) <0.37%>	93 (55.03%) <0.48%>	11 (6.51%) <0.06%>
障害保健福祉部	23,892	17,606 <100.0%>	80 (100.00%) <0.45%>	40 (50.00%) <0.23%>	38 (47.50%) <0.22%>	8 (10.00%) <0.05%>
うち 知的障害者入所更生施設	1,538	1,166 <100.0%>	7 (100.00%) <0.60%>	5 (71.43%) <0.43%>	2 (28.57%) <0.17%>	0 (0.00%) <0.00%>
社会・援護局	3,425	3,148 <100.0%>	30 (100.00%) <0.95%>	9 (30.00%) <0.29%>	16 (53.33%) <0.51%>	5 (16.67%) <0.16%>
うち 保護施設	235	202 <100.0%>	0 (0.00%) <0.00%>	0 (0.00%) <0.00%>	0 (0.00%) <0.00%>	0 (0.00%) <0.00%>
計	149,981	92,346 <100.0%>	462 (100.00%) <0.50%>	200 (43.29%) <0.22%>	243 (52.60%) <0.26%>	38 (8.23%) <0.04%>

【注記事項】

- ※1. 「全施設数」とは、各都道府県市が把握している、所管社会福祉施設等の総数をいう。
- ※2. 「調査対象施設数」とは、各都道府県市が把握している、平成8年度以前に竣工した調査対象施設数をいう。
- ※3. ①欄には、吹付けアスベスト等が使用されている場所を有する施設数を記入している。
- ※4. ②欄には、①に示すもののうち、「封じ込め状態」又は「囲い込み状態」(以下「措置済状態」という。)にある場所を有する施設数を記入している。
- ※5. ③欄には、①に示すもののうち、「措置済状態」ではないが、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがない場所を有する施設数を記入している。
- ※6. ④欄には、①に示すもののうち、「措置済状態」ではなく、吹付けアスベスト(石綿)等の損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所を有する施設数を記入している。
- ※7. それぞれの調査項目に重複する施設があるため、②③④の施設数の合計と①の施設数とは一致しない。
- ※8. ばく露のおそれがある施設としてあげられるものの中には、施設利用者や職員が日常利用しない場所も含まれている。
- ※9. (%)は「吹付けアスベスト等がある場所を有する施設数」に対する率、< %>は「調査対象施設数」に対する率を計上。

ばく露のおそれのある室等を保有する施設に係る追加調査(補足調査)

【所管部局別】

施設種別	施設数	追加調査回答施設数	ばく露のおそれのある場所											措置状況			
			日常利用する場所(A)						その他の場所(B)					日常利用する場所(A)		その他の場所(B)	
			施設数 該当	居室等	食堂	浴室	通路	その他	施設数 該当	ボイラー室	機械室	倉庫	その他	措置予定	未定	措置予定	未定
老健局	10	10	3	1	1	0	3	1	9	4	2	0	6	0	3	5	4
うち 特別養護老人ホーム	2	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	1	1
雇用均等・児童家庭局	15	15	6	2	0	0	1	7	10	4	5	1	1	5	1	4	6
うち 保育所	11	11	5	2	0	0	1	5	7	2	3	1	1	4	1	2	5
障害保健福祉部	8	8	4	3	0	0	1	1	6	3	3	0	1	3	1	2	4
うち 知的障害者入所更生施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会・援護局	5	5	2	1	0	0	1	1	4	2	1	0	1	0	2	0	4
うち 保護施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	38	15	7	1	0	6	10	29	13	11	1	9	8	7	11	18

都道府県	損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの(⑤) 施設数	追加調査回答施設数	ばく露のおそれのある場所											措置状況				
			日常利用する場所 (A)							その他の場所 (B)				日常利用する場所 (A)		その他の場所 (B)		
			該当施設数	居室等	食堂	浴室	通路	その他	該当施設数	ライボイ室	機械室	倉庫	その他	措置予定	未定	措置予定	未定	
43 熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44 大分県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45 宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46 鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市所管分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47 沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	38	38	15	7	1	0	6	10	29	13	11	1	9	8	7	11	18	